

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号

直送済

平成26年(ワ)第14号 原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(9)

平成26年7月4日

福島地方裁判所第1民事部 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

本準備書面においては、民法709条に基づく請求に関する原告ら準備書面(20)に対して反論するとともに(第1)、第6回口頭弁論期日(平成26年5月20日開催)における裁判所からの釈明に対して回答し(第2)、さらに、原告らによる平成26年5月21日付け求釈明申立書の第3記載の求釈明に対して回答し、必要な主張をするものである。

なお、被告東京電力答弁書及び準備書面において定義された文言については、特

に断りのない限り、本準備書面においても同様の意味を有する。

第1 原告ら準備書面（20）に対する反論

1 はじめに

原告らは、原告ら準備書面（20）において、原子力事業者の原子力損害に関する無過失責任を定める原賠法3条1項本文の規定は、民法709条以下の一般不法行為責任に基づく原子力損害に関する賠償請求を排除する趣旨を含むものではないと主張する。

しかしながら、この点については被告東京電力答弁書29頁及び同準備書面（2）において詳しく述べたとおりであり、原賠法に基づく原子力事業者の原子力損害の賠償責任は、民法709条に比して、単に責任要件を厳格化する（無過失責任とする）にとどまるものではなく、被害者保護と原子力事業の健全な発達を2つの目的として、原子力事業者への責任集中、原子力事業者以外の者の責任免除、第三者への求償権の制限、損害賠償措置の強制、国の援助等も含めて、その全体として民法上の不法行為責任に対する特則として、一般不法行為法体系と大きく異なるそれ自体完結した損害賠償制度を構築しているものであり、原子力損害に対して民法上の一般不法行為法の適用が重ねてあると解することはかえって原賠法が定める原子力損害賠償に係る上記法体系の趣旨を没却することとなることから、原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、専ら原賠法に基づいて規律されることが想定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていると解されるのである（東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁、東京地判平成16年9月27日・判例時報1876号34頁、水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁）。

以下、原告ら準備書面（20）における原告らの主張に対して反論する。

2 不法行為に関する各特別法との比較に係る主張に対する反論

(1) 原告らの主張に対する基本的反論

原告らは、民法709条の不法行為責任の特則規定を有する自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という）、独占禁止法、製造物責任法及び鉱業法においては民法上の不法行為に基づく損害賠償請求が排除されるものとは解されておらず、一般不法行為に基づく請求と特別法に基づく請求権とは並存するものと解されていることを根拠として、原賠法においても同様に解されるべきであると主張している（原告ら準備書面（20）の5～11頁）。

確かに、原告らが挙げている各法令の損害賠償責任に係る規定が、損害賠償責任の発生要件として加害者の「故意または過失」を要求する民法709条の規定を修正して、欠陥責任への転化、無過失責任又は立証責任の転換等を図っているという限りにおいては、無過失責任を定めている原賠法と類似しているといえる。

しかしながら、原賠法においては、原告らが挙げる上記法令のように責任要件を厳格化するにとどまらず、これを超えて、

ア 責任集中：原賠法4条1項（責任の集中）は、「前条（3条）の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と規定し、『原賠法3条に基づき賠償責任を負う原子力事業者』に賠償責任を集中するとともに、これ以外の者の責任を民法その他の法令を含めて免除することによって、民法709条等の重疊的適用を明確に排除し、かつ、原子力事業者の責任根拠を原賠法3条に明記・限定していること、

イ 求償権行使の故意限定：原賠法5条は、「第三条の場合において、その

損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。」と規定し、原子力事業者以外の第三者が原子力損害の発生に関与している場合において、当該第三者に故意がある場合に限って求償することができるものとして一般私法の原則を変更しており、これは、原子力関連の事業者において、原子力事故により原子力事業者が賠償義務を負う場合に、多額の求償権を行使されるおそれが生じるとなると、安んじて原子力事業者と取引を行うことができないことから、原子力事業の健全な発達を図ることを目的として定められたものであること、

ウ 政府による援助：原賠法16条1項は、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」と規定し、原賠法3条に基づき原子力事業者が賠償責任を負う原子力損害が損害賠償措置義務によって確保されている賠償措置額を超えることとなった場合、必要に応じて政府が援助措置を行うものとし、これによって、最終的には政府援助が担保され、被害者の保護を図るとともに、原子力事業の健全な発達に資することが予定されていること、など、原告らが挙げる法令には全く存しない特別の規定を組み合わせることで、完結した原子力損害賠償に係る法制度を定め、原子力損害の賠償については原賠法に基づいて被害者救済がなされることが想定されているものと解されるのである。

したがって、このような法体系の差異を無視して、他の法令の解釈を根拠として、原賠法において民法709条に基づく損害賠償請求が排除されていないなどとは論ずることができない。原賠法の解釈は、原賠法が用意してい

る諸規定の内容・趣旨・目的に照らして行われなければならない。

以上より、原告らの上記主張にはいずれも理由がない。

(2) 民法709条に基づく損害賠償請求権は私人に当然付与されるべきとの主張について

原告らは、民法709条の不法行為による損害賠償請求権は私人に当然付与される（明文の規定なしにその権利を奪うべきでない）という私法上の大原則からすれば、原子力損害について民法上の不法行為規定に基づく責任を排除しないという解釈は正しいものであると主張する（原告ら準備書面（20）の11頁）。

しかしながら、前述のとおり、原賠法4条1項は、「前条（3条）の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と規定し、『原賠法3条に基づき賠償責任を負う原子力事業者』に賠償責任を集中するとともに、これ以外の者の責任を民法その他の法令を含めて免除することによって、民法709条等の重疊的適用を明文規定により排除し、かつ、原子力事業者の責任根拠を原賠法3条に明記・限定しているものである（このような責任集中（責任免除）の規定は、我が国の他の法令には存在しない極めて特別な規定にほかならない。）。

また、上記2（1）で述べたとおりの原賠法の全法体系に照らせば、原子力損害に関する賠償については専ら原賠法が適用されるものとして完結した賠償制度を構築しているものと解されるのである。

さらに、原賠法は無過失責任を定めており、民法上の不法行為責任を追及する場合に比して立証すべき要件を大きく緩和することによって被害者保護を図ろうとするものであるから、民法709条に基づく請求が排除されると解しても、被害者保護の観点から特に問題はない。

したがって、原告らの上記主張にも理由がない。

3 その他の主張に対する反論

(1) 原賠法と自賠法の目的・構造が類似するとの主張に対する反論

原告らは、原賠法と自賠法の目的・構造が類似していると縷々主張するが（原告ら準備書面（20）の11～12頁）、自賠法には、「前条（3条）の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」という原賠法4条のような責任集中規定はなく、求償権を制限するという規定（同5条）も、同法3条に基づき原子力事業者が賠償責任を負う原子力損害が損害賠償措置義務（同6条）によって確保されている賠償措置額を超えることとなった場合における政府による援助の規定（同16条）等も存しないから、自賠法の法体系と原賠法の法体系は、民法709条の適用の排除の有無という観点からは全く異なる規定となっている。

したがって、自賠法3条と民法709条の関係について請求権競合の関係に立つと解されていることを理由として、原賠法についても同様に解釈されるなどと立論することはできない。原賠法の解釈については原賠法の規定の内容・趣旨・目的に照らしてなされなければならないから、原賠法の条文規定を無視した原告らの上記主張には理由がない。

(2) 原賠法の「原子力事業の健全な発達」という目的は民法709条の請求を排除しないとの主張に対する反論

ア 原告らは、原賠法1条の「原子力事業の健全な発達」という目的から、

①原子炉の運転等にかかる損害賠償措置の強制、賠償限度額を超えた場合

の政府による援助、及び、原子力事業者による求償権の制限の適用については貫徹されなければならないとしつつ、これらの規定はその趣旨からして、原子力事業者が原賠法3条1項のほか民法709条によって賠償責任を負うことを排除するものではないと主張する（原告ら準備書面（20）の13～14頁）。

しかしながら、繰り返し述べるように、原賠法4条に基づき、原子力事業者の責任根拠は原賠法3条に基づくものであることが明記・限定されている。また、原賠法5条の求償権の制限の規定においても、「第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。」と規定し、一般不法行為法の原則と異なる求償権制限の規定が置かれているのであり、一般不法行為法の適用は排除されていると解されるのである。

したがって、原賠法4条及びその他原賠法が定める原子力損害賠償制度の趣旨からして、原子力損害については民法709条に基づく損害賠償請求は想定されておらず、排除されると解することが相当であるから、原告らの上記主張にも理由がない。

イ また、原告らは、過失の有無・程度の究明は「原子力事業の健全な発達」に資するから、この点からも原賠法が民法上の不法行為に基づく損害賠償請求を排除するものと解釈することはできないと主張する（原告ら準備書面（20）の14～15頁）。

しかしながら、原告らも認めているとおり、原賠法の目的における「原子力事業の健全な発達」の趣旨は、原子力事業の遂行に関して、巨額となり得る損害賠償責任の負担に関して将来の予測可能性を提供して、企業としての安定性を保証するとともに、原子力関連産業においても多額の求償

権を行使されるおそれがあれば安んじて原子力事業者と取引を行うことができないことから、原子力事業に参加する企業の安定・安全を図るという点にあると解される（丙A1の34頁）。

原告の上記主張は、このような原賠法の「原子力事業の健全な発達」という目的の趣旨から離れて独自の主張を述べるものにすぎず、原子力損害については専ら原賠法によって被害者保護が図られるとともに、上記の意味での原子力事業の健全な発達が図られることが企図されているのである。

したがって、原告らの上記主張にも理由がない。

（3）「被害者の保護」という目的は民法709条の請求を排除しないとの主張に対する反論

原告らは、原賠法1条の目的である被害者保護のための原賠法の制度をみても、原賠法に基づく請求をするか、民法709条に基づく請求をするかは被害者が選択すれば足り、民法上の不法行為に基づく請求を認めても「被害者の保護」という目的を何ら妨げることはないと主張する（原告ら準備書面（20）の17～18頁）。

しかしながら、原賠法4条は「前条（3条）の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と規定し、その他、原子力事業者による求償権の行使の制限、政府による援助等の一般不法行為の枠組みと異なる特別の制度を設けているものであるから、原子力損害に係る賠償は専ら原賠法に基づいて行われることが想定されている。そして、原告らが主張するように原子力損害について民法709条に基づく請求も重ねて許容されるとすれば、原賠法が「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という2つの目的のために定めている上記のとおりの特別の制度、特に「原子力事業の健全な発達」という目的に基づく原賠法の諸規定（求償権の制限、政府による援助等）

が、被害者の選択によっては適用されないという結果を招き、原賠法全体の趣旨を没却することとなってしまう。

したがって、「被害者の保護」のみならず「原子力事業の健全な発達」の目的を有する原賠法の解釈に当たっては、そのような2つの目的に整合的に解する必要があるが、民法上の請求を認めても被害者の保護の目的を妨げることにならないとの原告らの上記主張は、被告東京電力の主張に対する反論にはなっていないというべきである。

以上より、原告らの上記主張にも理由がない。

(4) 裁判例に関する主張に対する反論

原告らは、被告東京電力が引用した水戸地裁判決、東京高裁判決、東京地裁判決について先例的な価値がないとして種々論難するが（原告ら準備書面（20）の19～22頁）、いずれもその判示から明らかなおり、原賠法に規定される原子炉の運転等に起因する原子力損害の賠償責任については、民法上の不法行為の適用がないことを明らかにしているものであり、原告らの主張には全く理由がない。

なお、原告らは、東京地裁判決（平成16年9月27日・判例時報1876号34頁）の事案において、予備的請求であった民法709条による請求の可否については判断する必要がなかったと主張するが、実際にはこの点の判断がなされており、「原告が被告の「原子炉の運転等」以外を加害原因として主張していない本件においては、原賠法三条一項による無過失賠償責任と別個に民法七〇九条による賠償責任が成立する余地はな」と判示している。また、同控訴審である東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁においても、当該争点については第一審の判断をそのまま引用して同様の判断がなされている。

これは、「原子炉の運転等」以外を加害原因を主張する場合に一般不法行

為に基づく責任追及が許されることを当然の前提とした上で、「原子炉の運転等」に基づく加害原因に係る主張がなされているか否かを問題とし、そのような主張がなされていない本件では（すなわち「原子炉の運転等」に基づく加害原因のみが請求されている本件では）、原賠法3条1項に基づく無過失賠償責任と別個に民法709条による賠償責任が成立する余地はないと判示しているものである。原告が引用している中島肇弁護士の指摘も、上記の趣旨をいうものと解される。

したがって、上記東京地裁判決の理解に係る原告らの主張も誤りである。

(5) 原賠法4条が原子力事業者の賠償責任の発生根拠を原賠法に限定していないとの主張に対する反論

原告らは、原賠法4条が「前条（3条）の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と規定していることに関して、この規定から、なぜ原子力事業者の賠償責任の根拠が原賠法3条に限定されると解釈され得るのかの理由が不明であると主張し（原告ら準備書面（20）の24頁）、請求権競合であると解した場合でも原賠法4条1項は適用されると主張する（同25頁）。

しかしながら、原賠法4条は上記のとおり、「原子炉の運転等の際、原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは」（同3条1項）、『原賠法3条に基づき賠償責任を負う原子力事業者』に賠償責任を集中するとともに、これ以外の者の責任を民法その他の法令を含めて免除することによって、民法709条等の重疊的適用を明文規定により排除し、かつ、責任集中主体である原子力事業者の賠償責任の根拠が原賠法3条であることを明記・特定しているものである。

したがって、原告らの上記主張には理由がない。

(6) 請求権競合であると解した場合でも賠償措置額を超えた場合の国の援助に関する規定は適用されるとの主張に対する反論

原告らは、原賠法3条の責任と民法709条の責任が請求権競合の関係に立つと解した場合であっても、並存して原賠法3条の責任も成立するから、国による援助等が否定される理由はないと主張する(原告ら準備書面(20)の25~26頁)。

しかしながら、原賠法16条は、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者(外国原子力船に係る原子力事業者を除く。)が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」と規定しており、原賠法3条以外の原因に基づいて原子力損害の賠償責任を原子力事業者が負うことを全く想定していない(原賠法「第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額」とは別個に「民法規定により損害を賠償する責めに任ずべき額」があることを法は全く想定していない)。

したがって、原告らが主張するように、原賠法3条の責任が民法上の不法行為責任と請求権競合の関係に立つと解することは、このような原賠法の規定と整合しないものであって、理由がない。

4 まとめ

以上のとおりであり、原告ら準備書面(20)における原告らの主張にはいずれも理由がない。

原告らの請求は、いずれも本件事故に起因する原子力損害の賠償を求めるものであるため、原賠法3条に基づく無過失責任の賠償責任の追及とは別個に、民法709条に基づく損害賠償を求めることはできないというべきであるから、原告らの損害賠償請求に関する主位的請求には理由がない。

第2 裁判所からの「釈明事項」に対する回答

1 釈明事項（1）について

（釈明事項）

被告東京電力準備書面（7）8頁21行目「しかしながら、本件事故による避難等による慰謝料額の算定は」で始まる段落において、被告東京電力の過失の有無を審理する必要はないとする主張は、原子力損害賠償紛争審査会の指針の実体的、手続的合理性が過失の有無に関する審理を排除するという趣旨の主張であるのか明らかにされたい。

（回答）

上記主張は、本事案においては、原告らの請求する精神的損害の賠償額の審理に当たっては、本件事故の発生に関する被告東京電力の過失の有無を実質的に審理する必要はないという被告東京電力の主張を述べたものである。

その趣旨をやや敷衍すると、次のとおりである。

ア 慰謝料の本質については、判例及び通説的見解において、被害者の損害の填補としての賠償の性質を有するものと解されており、被害者がどのような被害を受けたのかという点に着目して、非財産的損害としてこれを填補するものであると解されている。

イ 一般論として、慰謝料額の算定に当たって、加害の動機や態様等の加害者側の事情（最判昭和40年2月5日民集77巻321頁参照）が参酌されることがあり得ることについては争うものではないが、本件事故の原因となった本件地震及び本件津波については、我が国における地震に関する専門機関である文部科学省地震調査研究推進本部においても「想定外であった」（乙B13）としており、中央防災会議においても「想定をはるかに超えた大きな地震・津波」としている（丙B47、丙

B48)。

このように、本件事故は専門機関においてすら予想・予見をできなかった自然事象（天災地変）に起因して生じたものであることが明らかであり、解釈論上は、本件地震及び本件津波が、原賠法3条1項但書の適用の有無自体が争点となり得る程度の災害であったことを踏まえれば

（ただし、本件訴訟でかかる抗弁を主張していない点については既に明らかにしたとおりである。）、被告東京電力が、専門機関においてすら予見していなかったかかる巨大地震・巨大津波の発生の可能性について客観的な根拠に基づいて本件事故前に予見し得た又は予見していたということができないことは明らかである。

ウ 被告東京電力としては、上記を踏まえ、本件事故によって被害者の方が受けた精神的損害については、被害者が本件事故により受けた被害の状況・程度に基づいて合理的に算定されるべきものであると考えており、一般論は別として、上記で述べたとおりの本件に関する事情を踏まえれば、本件事故に基づく精神的損害額の算定に当たっては、被告東京電力の過失の有無の審理は実質的に必要がないと主張しているものである。

釈明の対象となっている被告東京電力の主張の趣旨は上記のとおりであり、「原子力損害賠償紛争審査会の指針の実体的、手続的合理性が過失の有無に関する審理を排除する」という趣旨では必ずしもなく、上記で述べたとおり、本件事故をもたらした本件地震及び本件津波が専門機関においても想定されていなかった自然事象（天災地変）であったこと等に照らして、本件事故による数多くの被害者の精神的損害については、被害の有無及び状況に即して賠償責任の有無及び相当な慰謝料額が定められるべきものであり、被告東京電力の過失については、責任原因としてのみならず（本準備書面の第1参照）、慰謝料算定に当たっての考慮事情という観点からも特に審理する必要はない

というのが上記主張の趣旨とするところである¹（なお、現在進行中の本件訴訟と同種の他の訴訟事件においても、複数の裁判所より被告東京電力の過失は問題とならない旨の見解が示されている状況にある。）。

そして、その上で、被告東京電力準備書面（6）で述べたとおり、原子力損害賠償紛争審査会が定めた精神的損害に関する賠償指針は、法令に基づき、本件事故の影響の及ぶ影響範囲等も含めて幅広い視点から本件事故の被害者の状況を調査した上で、過去の裁判例も検討の上で定められているものであり、避難を余儀なくされた方等の一定の類型化の下に、その内容において合理的かつ相当なものとなっていることから、かかる指針に基づいて算定される賠償額は本件訴訟の賠償額として相当なものであると主張しているものである。

2 釈明事項（2）について

（釈明事項）

上記の主張は、中間指針に基づく慰謝料の金額に不服のある被害者が、被告東京電力の過失及びこれによる慰謝料の増額を主張して訴訟を提起することまでもが許されないとする主張であるのか、もしそうであるとすれば、その根拠も含めて明らかにされたい。

（回答）

そのような主張をする趣旨ではない。原告らより、慰謝料額の算定に当たって過失の審理が必要であるとの主張がなされていることに対して、上記1においても述べたとおり、本件事故をもたらした本件地震及び本件津波が専門機関においても想定されていなかった自然事象（天災地変）であったこと

¹ なお、本件事故に係る被告東京電力の過失に関する原告らの主張に対しては、裁判所の理解に資するために、被告東京電力準備書面（7）において被告東京電力の主張及び原告らの主張に対する反論を明らかにしているところであり、原告らの過失に関する主張はいずれも理由がないものである。

等に照らして、本件事故による数多くの被害者の精神的損害については、被害の状況に即して賠償責任の有無及び相当な慰謝料額が定められるべきものであり、被告東京電力の過失については、慰謝料の増額要因という観点からも審理する必要はないと主張している趣旨である。

3 釈明事項（3）について

（釈明事項）

被告東京電力準備書面（8）20頁の「（8）本件原発のうち6号機に設置された空冷式の非常用ディーゼル発電機の運転が停止しなかった理由」において、6号機の非常用高圧電源盤が設置されていた原子炉複合建屋地下1階に浸水したものの、電源盤の被水は免れた旨の記載がある点に関して、6号機の原子炉複合建屋の浸水高を明らかにするとともに、その写真を提出されたい。

（回答）

被告東京電力の平成26年6月10日付け訂正書において訂正したとおり、6号機の原子炉複合建屋については、地下2階は浸水したものの、空冷式ディーゼル発電機（DG6B）の接続先である非常用高圧電源盤が設置されていた地下1階には浸水していない。

そのため、同階の浸水状況を基礎付ける写真も存在しない。

第3 原告らの平成26年5月21日付け求釈明申立書記載の求釈明事項に対する回答

1 求釈明申立書第3の1について

原告らは、国会事故調・参考資料1-2-2（甲B25・43頁）を根拠と

して、被告国（通産省）が、7省庁手引き及び4省庁報告書の策定を受け、遅くとも1997年（平成9年）6月には、電力会社に対し、仮に今の数値解析の2倍で津波高を評価した場合、その津波により原子力発電所がどうなるか、さらにその対策として何が考えられるかを提示するよう要請したと主張しているところ（準備書面（4）の21頁、準備書面（13）の7頁）、被告国がかかる要請を被告東京電力も含めた電力会社に対してしたことは認める。

2 同第3の2について

原告らは、国会事故調（甲B4・83頁）及び同参考資料1-2-1（甲B25・41頁）を根拠に、電気事業連合会が2000年（平成12年）2月に当時の最新の手法で津波想定を計算し、原子力発電所への影響を調べた結果、福島第一原子力発電所について想定の1.2倍の場合にO.P.+5.9m～6.2mとなったと主張しているところ（準備書面（4）の23頁、準備書面（13）の19頁）、2000年の計算結果については認める。

3 上記釈明事項に係る原告らの主張が予見可能性に係る原告らの主張を何ら裏付けるものではないことについて

原告らは、上記のとおり、津波評価技術が策定される以前の時期における出来事に関して主張して認否を求めているものであるが、これらの主張によっても、本件地震及び本件津波と同程度の地震・津波（若しくは現在の原告らの主張によれば本件原発の敷地高を超える津波）が本件原発において発生することを前提として本件原発の設計を行うことが求められる程度の津波に関する客観的かつ合理的な科学的知見が本件事故以前に存在していたことを何ら明らかにするものではないから、かかる主張は、予見可能性に関する原告らの主張を何ら裏付けるものではない。

以下、念のためこの点を明らかにする。

(1) 7省庁手引きや4省庁報告書は、既往津波だけでなく想定津波まで考慮すべきとした点では先駆的ではあったが、他方で、そこにいう「想定津波」の試算方法については、当該手引き等があくまで沿岸部における津波高の傾向の概略的把握を目的とし、特定地点（原発立地点を含む）における津波高や遡上高を正確に把握することを目的とするものではなかったことから、直接津波対策の設計条件に適用し得るような解析手段までも示すものではなかった。

すなわち、4省庁報告書は、①特定の地震発生領域を前提に、同領域における既往地震を選定し、②当該既往地震のデータから津波の波源モデルをいくつか想定し、③それぞれ数値計算を行って計算結果が最大となるものを選定し、④その結果と既往最大津波の数値計算と比較して最大津波高を求める、という手法を示している（甲B115の1・125頁、同204頁）。

しかしながら、4省庁報告書は、「本調査の津波数値解析は、『対象津波による沿岸部での津波の傾向を概略的に把握する』ことを目的として実施するものである。このため、自治体等が具体的な津波対策を実施する際には、より詳細な津波数値解析を実施することを想定しており、本数値解析の結果を直接津波対策の設計条件に適用するものとしては位置付けていない」（甲B115の1・168頁）とされているとおり、

ア 数値解析の計算手法としては「処理速度を高速化するため、一部を簡略化したモデルを採用する」として、「遡上計算には不適當」とされる「高速演算モデル」（非線形方程式を用いず、海底摩擦や防潮堤の存在も一切考慮しない）を使用し、計算格子（狭く取った方が精度が上がる）も600メートルと広くとっており（同176頁）、

イ 地震の発生領域についても、専ら地震学上の見地から策定され、津波については考慮されていない萩原マップをほぼそのまま採用し（同126頁）、

ウ 既往最大津波のパラメータについても、発生様式も規模も全く異なる海

溝寄りの地震と典型的なプレート間地震を区別せずに、標準化ないし平均化されてしまっており（同156頁等）、

エ 数値計算を行うパラメータの組み合わせも、わずか数種類（福島県沖のG3領域では4つ、宮城県沖のG2領域では3つ）に留まり（同167頁）、

オ 算出された計算結果の誤差修正についても、数値計算上の誤差のみを考慮して、単に増幅率1.242を乗じるのみであり（同203頁）、

これらの事情からしても、総じて、その数値解析手法の精度は、4省庁報告書自体、「各地域における想定津波計算結果は十分精度の高いものではない。各地域における正確な津波の規模並びに被害予測を行うには、地形条件等をよりきめの細かな情報のもとに実施する詳細調査を行うことが別途必要である」（同・はじめに）、「津波数値解析計算自体が、震源断層モデルや津波の初期波形、津波先端部の挙動等の設定の段階で様々な仮定を設けており、それらの仮定に基づいて計算されたものである」（同）、「使用する微分方程式の種類（非線形方程式）や差分の形式、計算格子の大きさ等に起因して数値誤差が発生しやすい」（同）、「精度は劣るものの、広範囲にわたっての分布を考えることには使用できる」（甲B115の2・26頁）等の自己評価がなされている状況にとどまっていた。

かかる4省庁報告書の精度については、原告らの引用する国会事故調・参考資料にも、「精度と再現性に関して不確定な部分が多い」、「津波数値解析の誤差を大きくとっている」とされていた（甲B25・43頁）。国会事故調に記載されている通産省顧問の教授の「津波数値解析の精度は倍半分」との発言（甲B25・44頁、45頁）も、そのような数値解析の精度について指摘したものと解される。

他方で、このような数値解析の精度の点はともかくとしても、7省庁手引きや4省庁報告書が、前述のとおり既往津波だけでなく想定津波まで考慮すべきという新たな考え方を示したこと、同報告書が示した数値解析手法の精

度は「倍半分」とされていたことから、通産省は、念のための趣旨で、電力会社に対し各社の最新の評価水位の最大2倍の津波が発生した場合にプラントがどのような影響を受け得るのかを検討するよう指示し、新たに想定津波も考慮要素とすることに備えたものと考えられる。このことは、国会事故調にも、「指針（被告東京電力代理人注：7省庁手引きと考えるのが素直であると解される。）及び顧問の先生の意見を考慮し（た）」、「念のため、…想定し得る最大規模の地震津波についても必要に応じて検討を行う。」、「想定し得る最大規模の地震津波を東通をはじめとする申請書には記載しない方向であるが、顧問会においてはそれぞれの検討結果を報告することを考えている。」等と記載されていること（甲B25・44頁）からも窺われる。

いずれにせよ、上記「倍半分」との指摘も、通産省が検討を指示した最大2倍という倍率についても、4省庁報告書の示した既往津波の再現計算における「誤差の幅の想定」をいうものであり、そのような範囲で津波対策の実際的设计条件が要求されるという客観的かつ合理的な科学的知見について言及されたものではなかった。

- (2) このように7省庁手引きや4省庁報告書が、原子力発電所に直ちに適用し得るような津波試算方法まで示していなかったことを受けて、2002年（平成14年）に策定されたのが、土木学会の「津波評価技術」である。

「津波評価技術」の策定には、上記4省庁報告書の策定にも関わり、津波解析の精度について「倍半分」と指摘した通産省顧問の首藤伸夫教授や、同じく4省庁報告書の策定に関わった阿部勝征教授を含む、地震学及び津波工学の研究に関する第一人者が関与し、約3年もの期間に亘る議論を経て策定されている。そして公表された「津波評価技術」の巻頭言には、「津波評価技術」が7省庁手引きを補完するものであることが明記されている（甲B6の1・「津波評価技術」巻頭言iii頁）。

すなわち、「津波評価技術」は、

- ア 非線形方程式を用い、海底摩擦や防潮堤の存在も全て考慮し、計算格子も4省庁報告書の600メートルに比して40メートルと狭くっており（甲B6の2・1～42頁以下）、
- イ 地震の発生領域についても、海溝寄りの領域と陸寄りの領域を区別した上で、海溝寄りの領域においては最も規模の大きくなり得る海溝沿いにも波源領域を設定し（同1～31頁以下）、
- ウ 不確かさの考慮方法については、計算上の誤差、波源設定の不確定性、及び海底地形・海岸地形等のうち、波源設定の不確定性が想定津波の計算結果に与える影響が最も大きいことから、波源モデルの断層パラメータを合理的範囲内で多数とおりに変動させた数値計算を実施し（パラメータスタディ）、その結果の中から評価地点に最も影響を与える波源を選定することとしている（同1～39頁以下）。

このように、「津波評価技術」は、7省庁手引きや4省庁報告書が上記のとおり簡易かつ概括的な手法しか示さなかった津波の数値解析手段について、本件事故以前の時点において十分な精度・裕度を有する科学的合理性のある手法を提示したものであり、被告東京電力においては、かかる「津波評価技術」に基づいて本件原発の設計想定津波の評価を行い、その結果に基づいて海水系ポンプ用モータの嵩上げ等の対策を講じていたものである（以上の経緯の詳細については、被告東京電力準備書面（7）の10～23頁参照）。

以上